

「奈良の食」ファンの創出・拡大事業 委託業務説明書

1 業務の目的

首都圏は人口が密集している地域であり、国内最大の消費地である。また、翌年に大阪・関西万博の開催を控える関西地方とともに、これら2つの地域以外との人の往来が盛んであることから、首都圏および関西地方での食材のPRにより、その認知度の向上、販路の拡大等において大きな効果が期待できる。

そこで、「奈良の食」の魅力発信拠点として位置づける奈良まほろば館のレストラン「TOK i」において、上質な「奈良の食」を体感できるPRを行うことで、「奈良の食」の認知度およびイメージを向上させる。また、首都圏および関西地方の飲食施設において、県産食材を活用したメニューをフェアとして展開し、県産食材の喫食の機会を提供することで、より幅広い層への認知度の向上を図る。

これらの目的を達成することにより、県産食材の販路拡大による県内生産者の所得の向上および食を目的とした奈良への訪問数の増加を目指す。

2 業務の内容

(1) レストランTOK iを活用した上質な「奈良の食」の魅力発信

①実施時期：令和6年9月から令和7年3月

②実施回数：3回

③場 所：奈良まほろば館2階 TOK i

④参加費：受託事業者が徴収

⑤実施内容：

- ・奈良の食材を活用したイノベーティブな料理メニューの食体験に加え、その背景にある歴史や文化を体感することのできる、上質な空間を演出するイベントを実施する。
- ・食と奈良の歴史・文化等にも関心が高く、上質な体験を求める人を主なターゲットとし、奈良への誘客につながる内容とする。
- ・本イベントの実施内容等を上質なメディアやSNS等により発信することにより、奈良の食やTOK iの魅力発信と認知度向上につなげる。
- ・各回の実施内容については県およびTOK i運営事業者（以下、運営事業者とする）と調整の上で決定する。
- ・参加費の金額および参加定員は運営事業者および県と協議の上で決定し、徴収した参加費は本イベントの実施にかかる経費に充当するものとする。

(2) 「奈良の食」フェアイベントの実施

①フェア実施時期：令和6年11月から令和7年3月まで

②フェア実施期間：2週間以上

③フェア実施店舗：首都圏等のホテル、飲食店等

④実施内容：

- ・首都圏や関西地方等のホテル、飲食店等において、奈良県産食材を活用したメニューを提供するフェアを実施する。
- ・フェア実施店舗は複数とし、半数以上は東京都内の店舗とする。
- ・実施内容についてフェア実施店舗と調整を行い、県と協議の上決定する。
- ・フェアへの集客を図るため、宣伝・広報を積極的に行う。
- ・県産食材の生産状況等に配慮し、使用する食材が偏ることがないように調整を行う。
- ・県産食材や生産者の魅力が伝わるメニュー開発のために、メニュー開発担当者の産地への招聘や、生産者とのマッチング等、継続した取り引きにつながるようなメニュー開発の支援を行う。
- ・メニュー開発に必要な県産食材のサンプルを実施店舗に提供する。なお、サンプルの購入費は事業費に含めるものとする。
- ・各種メディアやSNS等を用い、実施内容や「奈良の食」の魅力を発信する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託上限額

9,680,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務完了報告書（成果報告書、経費明細書、その他業務の成果に関する資料を添付すること）

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

- (3) 受託者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。
- (5) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。
- (6) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

令和 年 月 日

業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号
代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称 「奈良の食」ファンの創出・拡大事業委託業務
2. 契約年月日 令和 年 月 日
3. 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日
4. 成果品
 - ① 成果報告書（様式は自由）
 - ② 経費明細書（様式は自由）
 - ③ その他業務の成果に関する資料